

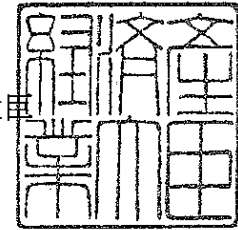
経済産業省

平成15・11・13中第1号

平成15年11月28日

関係事業者団体代表者 殿

経済産業大臣



下請中小企業振興法第3条第1項の規定に基づく「振興基準」について

下請中小企業振興法（以下「下請振興法」という。）は、下請中小企業の自主性を損なわないように配慮しつつ、下請中小企業の体質改善に果たすべき親企業の役割を盛り込んだ法律として昭和45年に制定され、親事業者と下請事業者の望ましい関係（振興基準）や下請事業者の組合等が親事業者と共に行う共同事業への支援（振興事業計画）、下請取引のあっせんを行う機関（下請企業振興協会）等を規定しております（別添1）。

下請振興法は、これまでは製造委託取引を対象としておりましたが、近年、経済のサービス化にともないサービス業等役務取引分野においても下請分業関係の発達が見られ、また、製造業の分野では、景気の低迷やグローバル調達の進展等により下請中小企業を取り巻く経営環境は厳しい状況にある中、同法の見直しが必要となり、政府は、振興の対象をサービス業等の下請中小企業に拡大すること等を内容とする「下請中小企業振興法の一部を改正する法律案」を本年3月11日に国会へ提出しました。同法案は、6月12日に衆議院本会議において可決・成立し、6月18日に公布され、11月1日より、改正後の下請振興法が施行されております（別添2、3）。

「振興基準」は、下請振興法第3条第1項の規定により「下請事業者及び親事業者のよるべき一般的な基準」として経済産業大臣が定めることとなっており（別添4）、同法第3条第2項において定めるべき事項が掲げられていますが、上記法改正によって、本条項についても所要の改正が行われました。また、昨年7月に知的財産戦略会議が「知的財産戦略大綱」を策定し、12月には「知的財産基本法」が制定され、さらには技術流出防止や営業秘密管理に関する指針等が整備されるなど、知的財産の管理・保護・活用等に関する新たな取組が進展しており、下請取引を巡る諸般の環境についても変化が見られるところであります。

こうした状況を踏まえ、中小企業政策審議会取引部会において振興基準の改正内容が検討され（別添5）、新たな振興基準が策定されました（別添6）。本基準は、改正下請振興法の施行日である11月1日から適用され、11月4日に要旨が告示されたところです（別添7）。

つきましては、貴団体におかれましては、本振興基準の趣旨について十分御理解いただくとともに、別添資料を貴団体所属の企業へ配布していただくなど、振興基準の周知徹底方よろしくお願い申し上げます。

なお、明年4月1日から下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律（別添8）が施行され、サービス分野における下請取引が新たに下請代金支払遅延等防止法の対象となりますが、同法は下請取引の公正化を図ることを目的とするものであり、本件に関連することから、よろしく御理解の上、本件の参考として、貴団体所属企業への周知方お願い申し上げます。

※別添省略